# 駒岡清掃工場解体工事基礎調査業務 仕様書

#### 1 業務目的

札幌市では、老朽化した駒岡清掃工場を更新するため、新工場の建設を進めているが、新工場 建設後、稼働を停止する駒岡清掃工場については、一部の建物を除き解体を行う予定である。

本業務では、稼働を停止する駒岡清掃工場を安全に解体するために必要な調査、検討を行う事を目的とする。

## 2 業務名称

駒岡清掃工場解体工事基礎調査業務

### 3 履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地ほか (別添1参照)

#### 4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月15日まで

# 5 駒岡清掃工場の概要

(1) 燒却施設

施設規模:600t/日(300t/日×2炉)

処理方式:全連続燃焼式 (ストーカ式)

構 造: SRC 造ほか、地下 2 階・地上 7 階建(工場棟)

RC 造ほか、高さ 100m (煙突)

建築面積: 6,364 ㎡ 延床面積: 18,736 ㎡

(2) 破砕施設

施設規模:200t/日(回転50t/日×1基、剪断75t/日×2基)

構 造:S造一部RC造、地下1階・地上4階建

建築面積: 7,721 ㎡ 延床面積: 11,514 ㎡

(3) 職員住宅

構 造: RC 造一部 CB 造、地上 3 階

建築面積: 464 ㎡ 延床面積: 1,298 ㎡

(4) 南清掃事務所委託詰所

構 造:プレハブ軽量鉄骨造

建築面積: 146 ㎡ 延床面積: 291 ㎡ (5) 管理棟(※解体対象外)

構 造: RC 造

建築面積: 818 ㎡ 延床面積: 2,250 ㎡

※別添2参照

# 6 本業務に係る与条件

- (1) 新工場が令和6年度末に竣工予定であり、新工場の稼働にあわせて駒岡清掃工場の稼働が 停止するため、解体工事は竣工翌年度(令和7年度)の着手を予定している。
- (2) 駒岡清掃工場の管理棟および敷地北西部の車庫は、駒岡清掃工場が稼働を停止及び解体した後も継続して使用するため解体しない。
- (3) 施設規模及び過去実績等に基づき算定した解体工事概算額を、中間報告として9月上旬までに提出すること。

# 7 業務内容

【駒岡清掃工場解体に係る検討】

(1) 現地調査

現状把握のため、現地の調査や既存図面の確認等を行うこと。

(2) 関係法令調査及び諸条件の整理

法令を遵守した解体となるよう、関係法令について調査を行い、除染・解体における諸条件を整理すること。

(3) 解体工事範囲及び対象設備の整理

撤去すべき地上物及び埋設物(下水配管、水道配管等)、解体工事範囲等を図示した図面を 作成するとともに、解体対象設備を一覧により整理すること。

(4) 有害物質の除染・除去方法の検討

ダイオキシン類、石綿、その他有害物質の除染・除去方法について、駒岡清掃工場の現場 特性を踏まえて検討すること。

(5) 解体工法の検討

ダイオキシン類の汚染エリアにおける解体方法の検討および主要解体工法の整理と適用性の検討、煙突解体工法の検討、解体における課題抽出等をおこなうこと。

(6) 仮設工法の検討

解体工事に伴う一般仮設および石綿、ダイオキシン類除去に伴う仮設方法について検討すること。

(7) 除染、解体スケジュールの検討

除染、解体工法の検討結果を踏まえたスケジュール案を作成すること。また、解体にあたり必要となる諸官庁への各種届出についてもリストを作成すること。

(8) 概算費用の検討

見積調査に必要な資料(見積仕様書など)を作成し、5社程度から見積を徴収すること。また、徴収した見積を基に概算費用の検討を行うこと。

## (9) 発注方式の検討

廃棄物処理施設解体の発注方式等、事例調査を実施し調査結果をまとめること。また、調査結果を基に本事業に適した発注方式を検討し、発注者に提案すること。

### (10) 打合せ(協議)及び記録

打合せ(協議)は業務着手時、成果品納入時のほか、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。なお、業務責任者は必要な打合せに必ず参加すること。

(11) その他業務の実施にあたり、必要となる情報の収集、資料の整理等を行うこと。

# 【有害物質サンプリング・分析】

#### (1) 外壁仕上げ塗装等の石綿調査

- ア 建築物の外壁、内壁及び煙突の仕上げ材、下地調整材等に含まれる石綿を分析すること。分析は、定性調査とする。なお、成分分析は JIS A1481-2 に基づき、0.1%以上の含有の有無について計測することとし、対象アスベストは「アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト」とする。上記によらない場合は、委託者と協議すること。試料採取後は、飛散防止剤及び同色の塗料を塗布する。
- イ サンプル数は焼却施設 8 検体、煙突 4 検体、破砕施設 8 検体、職員住宅 4 検体の計 24 検体とする。試料採取箇所は、過去の改修状況も踏まえて検討するものとし、既存図を確認の上、委託者と協議し決定すること。

## (2) ダイオキシン類事前調査

ア 調査個所は表1のとおりとし、検体中のダイオキシン類含有量を測定すること。

番号	機器名称	対象物	検体数
1	焼却炉内	堆積物	1 検体
2	焼却炉内	壁付着物	1 検体
3	余熱ボイラ	付着物	1 検体
4	減温塔	堆積物	1 検体
5	減温塔ダストコンベア	付着物	1 検体
6	バグフィルタ	堆積物	1 検体
7	バグフィルタダスト搬送コンベア	付着物	1 検体
8	誘引通風機	付着物	1 検体
9	灰ピット	付着物	1 検体
10	ダストピット	付着物	1 検体
計			10 検体

表1 ダイオキシン類含有調査個所

- イ サンプリング実施日時は、駒岡清掃工場の定期整備期間中(11月以降)とし、委託者と 協議し決定すること。
- ウ 採取および分析については、事前に実施計画を立案し、委託者と協議のうえ実施すること。

# 8 業務責任者及び業務担当者

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、類似業務 (焼却施設の解体工事に係る基本計画・基本設計業務等) を1件以上完了した実績を有する業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
- (2) 業務責任者の資格要件

ア 技術士 (総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物関係分野)

- (3) 業務担当者の配置
  - ア 受託者は業務遂行のため、業務責任者の下に業務に必要な知識及び技術を有する業務担当者を配置すること。
  - イ 実務経験(大卒・高専卒3年、高卒5年、その他10年以上)を有するものとする。
  - ウ 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。

### 9 業務管理

- (1) 本業務についての打合せ及び協議事項は、すべて議事録を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。
  - ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理
  - イ 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

# 10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸 与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

## 11 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。成果報告書の作成、電子データの提出にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。なお、著作権の帰属は、委託者にあるものとする。

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア業務着手届2 部イ業務計画書2 部ウ業務工程表2 部エ業務責任者等指定通知書2 部

(2) 業務期間中に提出する書類(令和4年9月上旬まで)

ア 除染、解体スケジュール案2 部イ 概算費用の検討結果2 部ウ 電子データ一式(3) 業務完了時に提出する書類2 部ア 業務完了届2 部

2 部

- 現狀調査結果
- 現地調査写真
- 関係法令調査結果
- ・除染、解体工法の検討結果
- ・除染、解体スケジュール案
- 解体工事範囲図
- ・概算費用の検討結果
- ・他事例の調査結果
- ・発注方式の検討結果
- ・打合せ議事録
- アスベスト調査報告書
- ・ダイオキシン類調査報告書

ウ 参考資料

一式

エ 電子データ

一式

- (4) その他委託者が特に必要と認めた書類
- (5) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、速やかに業務計画書を作成し提出すること。

- (6) 成果報告書に関する注意事項
  - ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、 電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
  - イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
  - ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
  - エ 成果報告書の提出にあたっては、委託者が立会うこと。
  - オ 電子データは、原則以下の2種類を作成すること。他形式で提出する際は、委託者と協議すること。

ワープロソフト(マイクロソフト WORD2016 と互換性が確認されているもの)形式と PDF 形式で作成すること。

カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。 PDF 形式の電子データは印刷やコピー等できる状態にしておくこと。

## 12 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

# 13 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

#### 14 関係機関との協議

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

#### 15 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に 譲渡すること。ただし、プラントメーカーの見積資料など受託者が自ら作成したもの以外につい ては別途協議することができる。

#### 16 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に 努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

#### 17 新型コロナウイルス感染拡大防止

- (1)業務中はアルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが 判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、打合せのような対面での対応を要する場合について、リモートでの対応が求められた際にも支援を行うこと。
- 18 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- 19 その他、業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、受託者は、委託者と協議の上決定すること。

### 「個人情報取扱注意事項」

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人 の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしては ならない。
- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報 を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

# (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。) により承諾した場合は、この限りではない。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

#### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を 目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が 記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別 に指示したときは、その方法によるものとする。

## (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを 知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

#### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができる。



